

第 64 回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 平成 30 年 8 月 22 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場 所 大磯町立福祉センター「さざれ石」 2 階 レクリエーション室

出席者 委員）梶田委員（会長）、西ヶ谷委員（副会長）、宮林委員、川地委員、杉崎委員、
中越委員、岩田委員、牧野委員、曾根田委員 以上 9 名
事務局）笹山都市建設部長、由井下水道課長、竹内技幹兼副課長兼係長、服部主任主事、
重田主事
傍聴者）1 名

○ 議事

事務局

本日の出席委員は 9 名で、大磯町下水道審議会規則により会議開催の定数に達しておりますので、会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「下水道使用料改定について」です。今まで審議してきました経過について、審議結果（案）として取り纏めさせていただきました。また、審議結果（案）に基づき、答申（案）を作成させていただきましたので、その内容につきまして、ご審議頂きたいと考えております。

それと(2)「その他」でございます。よろしくお願いたします。

なお、会議につきましては、議事録を作成するため録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、梶田会長、審議会の公開についての確認を始めとします会議の進行について、よろしくお願いたします。

議 長

それでは、まず、事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「下水道使用料の改定について」となっております。個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

本日の傍聴人は、いらっしゃいますか。

事務局

傍聴人は、1 名おります。

議 長

傍聴人を会議室に入室させてください。

傍聴人入室

議 長

傍聴人にお知らせします。机の上にあります「会議の傍聴要領」をご覧ください、遵守事項を守って傍聴くださるようお願いいたします。

議 長

それでは、引き続き議事に入らせて頂きます。
議事に入るにあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議 長

それでは、本日の議事であります「下水道使用料の改定について」の下水道使用料改定に係る審議結果（案）及び答申（案）につきまして、事務局より説明してください。

事務局

資料1、資料2に基づき概要説明

事務局

審議結果（案）及び答申（案）につきましては、本日の審議会において頂いたご意見を参考に、事務局にて修正等を行っていく予定です。その修正した内容につきましては、本来であれば、このような場を設けていかなければなりません、日程調整等もありますので、出来ましたら、会長、副会長への一任をお願いし、最終的なものは、委員の皆様へ送付したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から、資料1及び資料2により、平成30年度大磯町下水道運営審議会下水道使用料改定に係る審議結果（案）及び答申（案）の説明がありました。

資料1の「平成30年度大磯町下水道運営審議会下水道使用料改定に係る審議結果（案）」については、今まで審議してきた内容をまとめたものとなっています。また、資料2については、資料1を基に答申（案）として整理したのとなっております。

資料1については、前回の審議会において出されましたご意見を基に、修正された箇所と、28ページ以降については、今回、新たにまとめや、付帯意見の箇所が提示されております。答申資料にも係わってきますので、文言等ご意見頂ければと思います。

今回、新たに提示された箇所だけでなく、それ以外の箇所についてのご意見も併せて伺いたいと思います。如何でしょうか。

委 員

P1の「はじめに」の中で「高度処理」が記載されているが、これまでの審議会で説明があったか。高度処理は神奈川県下水道公社が行っている処理ではないか。

委 員

高度処理は、相模川流域においては行っていない処理である。

事務局

高度処理は、基本的には、下水処理場に関係する言葉の意味合いがあると思っております。

今回は大磯町の下水道使用料改定ということもあり関係がないわけではありませんが、直接分かりにくい点があると思います。

今後、事務局で資料の修正等を行いますので、その中で高度処理という記載は割愛させていただこうと思います。

委員

具体的な計画等がなければ「高度処理」という記載は不要だと思う。

事務局

ご意見頂き、ありがとうございます。

委員

個人的な意見だが、P1の中で「これからも多額の財源確保を要することとなる」と記載されている。資料内の金額は一般家庭の家計に比べれば多額であると思うが、下水道事業について一定の金額がかかるのは仕方ないことである。比較する対象が不明確であり、多額という表現は適切なのかと疑問に思う。

「これからも財源の確保が必要である」という表現でも良いのではと思う。多額という表現を使うなら、他市町村と比べてなどといった、比較基準がないといけないと思う。

事務局

今後、調整等をしていく中で対応いたします。

議長

今後の調整等の中で、対応して頂ければと思います。

委員

P2の3行目に「20市町と比べても低く」と記載されており、同ページ内の図では、下から3番目に位置している。ここで「20市町の中で一番低く」と読み取ってしまったので、「下位に位置している」という表記の方が適しているのではないかと思う。

事務局

ご意見頂き、ありがとうございます。

議長

答申資料にも係わってきますので、文言等他にもご意見等ございましたらお願いします。

委員

P33の付帯意見③について、ホームページ等の発信と、業者の営業活動は、どのようにつながるのか。

また、付帯意見③の最後に「早期実施に努められたい」と記載されているが、ホームページ等発信の早期実施なのか、接続促進の早期実施なのか読みにくい。

事務局

まず早期実施については、供用開始区域に関する情報の、ホームページ等への発信を、早期実施するという意味で記載しております。

また、内容について、接続促進のために戸別訪問の実施回数を増やすというような話をした中で、大磯町指定工事店として登録されている排水設備工事業者に、町の新たな供用開始区域について情報を提供すれば、排水設備工事業者も積極的にその区域への営業活動ができるというご意見を頂いたため、付帯意見として挙げさせて頂きました。

表現等につきましては、今後の調整等で対応していきます。

委員

供用開始区域に関する情報というのは、供用開始区域になった情報なのか、来年供用開始区域になる情報のどちらになるのか。

事務局

基本的には整備を行い、下水道が使えるようになった区域について、翌年の5月に供用開始区域となりましたという告示行為を行います。そうすることで情報公開ができますので、告示行為の整い次第、新たな供用開始区域につきまして発信していきます。

委員

これから供用開始区域となる情報を発信するのか。

事務局

新たに供用開始となった区域の情報を発信します。

委員

公共下水道を使っているということであれば、業者が活動する余地がないのでは。

事務局

例えば、平成30年に整備して使えるようになった区域について、平成31年5月に供用開始という法的手続きを取り、その手続きを取ってから接続することができます。

5月以降に接続工事ができる区域を、町のホームページ等で情報公開することで、業者の方が営業活動の促進につながるのでは、というご意見を頂いたことを踏まえて、付帯意見として挙げさせて頂きました。

委員

事業者の方から見れば、下水道に切り替えることができるが、まだ切り替えていない区域に対して、営業活動ができるという考えでよろしいか。

事務局

その通りです。

議長

他に、ご意見等ございますか。

委員

P27の図とP31について、P31には検討結果がまとめられているが、P27だけ見ると、1ヶ月に20m³の場合は、高い順から3番目に位置し、1,000m³の場合は、中間に位置しているということが、何を意味しているのか分からない。P31まで読んでいくと、累進制を採用したい根拠であるということが分かってくる。しかし、P31では「20m³の場合3番目に位置しており、累進制を採用する」というような記載をしているが、1,000m³の場合は、中間に位置していることについて記載していないのは、理由があって記載していないのか。

事務局

P27の図につきましては、大磯町の状況を示させて頂きました。P31につきましては、検討結果のまとめということで、累進制を採用したいということで、記載させて頂きましたが、その根拠に、使用水量の少ない方は、使用料金が低いという考えがあるため、20m³のみを記載させて頂きました。

議長

まとめなので、20m³と1,000m³のことについて、両方記載した方が良いかもしれません。

事務局

全体を考慮して、P31 に繰り返しとなりますが、20 m³の場合は高い順から3番目に位置し、1,000 m³の場合は中間に位置している旨を記載できればと思います。

議 長

他に、ご意見等ございますか。

委 員

P27 以降でいきなり累進制が出てきたので、累進制の意味について、説明を入れた方が良いでしょう。

事務局

P28 に累進制の意味について、記載できればと思います。

議 長

下水道使用料引き上げと累進制については、今回の改定の焦点となりますので、ご対応をお願いします。

他に、ご意見等ございますか。

委 員

大磯町の公共下水道について、大きな課題があればお聞きしたい。

事務局

P33 に記載させて頂きました付帯意見②の中に、下水道整備が県内市町と比較して、遅れている中、浸水被害が懸念される地域の雨水整備と併せて、より一層の推進に努められたいということを記載させて頂いております。現在の公共下水道事業について県下 33 市町の内、14 番目に事業費用がかかっているという、28 年度の実績が出ており、町の中では単独の下水処理場がある湯河原町に次いで費用がかかっている状況です。汚水整備だけでなく、雨水整備も進めていることが背景にあり、職員数も少ない中で対応しており、今後、計画的に進めていくために、職員が努力しなくてはならないと思っています。

また、付帯意見③にあるように、町民の皆様、下水道使用料の負担をお願いするだけでなく、戸別訪問の機会を増やし、その中で、ご意見等を聞きながら、接続率向上に向けて、今後進めていく必要があると思います。

課題の解決に向けて、私たちも努力していきますが、委員の皆様の方から、何かご意見等頂ければ参考にしていきたいと思っています。

議 長

接続率向上に向けて、今後も努力をして頂ければと思います。

他に、ご意見等ございますか。

委 員

現在、議論している内容について、どの計画にもとづいているのか。その計画について、現在の状況はどの段階にあるのか。

整備がどのような速さで進み、使用料単価が 120 円で済むはずが 150 円でないとダメな要因は何なのか、というような観点からの見直しは必要ではないかと思う。

委 員

下水道の難しいところは、公共下水道の接続可能区域を拓けても、実際にその区域の住民が接続するかどうかということである。高齢世帯が増えている中で、高齢を理由に接続しないと言われても、接続をお願いしなければならない町職員の立場を考えると、下水道事業に

携わっている職員が苦勞されているということを、審議会に参加して実感した。

委員

町内会の中で、なぜ未接続者から固定費を徴収しないのか、いわゆる大磯町が実施すると決定した事業について、それだけの費用がかかるので、接続していなくても実施していくことにしていけないと、固定費を支払う町民がいなくなってしまう、事業として成立しないのではないかという意見があった。

また、未接続者に対しても、一定の料金を徴収するなど、もっと強制力があってもいいのではないかという意見も、過去に町内会であった。

事務局

戸別訪問を行っている中で、委員のお話の中にございました、高齢であるがため接続しないという理由も実際にございます。また、息子夫婦が帰ってくるため、2世帯計画があり、時期を見計らって接続をするといった理由もございました。そのような理由の方もいる中で、市街化区域を中心に公共下水道の整備を進めておりますが、調整区域の方からは、なぜ早く整備をしてくれないのかといったご要望も頂いております。

様々なケースがあり、下水道課に配属されて特別会計を扱っていく中で、初めて企業経営というものの難しさを実感しました。だからこそ、皆様の声に耳を傾けていくことが大事であると思っています。

繰り返しになりますが、皆様のご自宅に足を運んで、ご意見等を頂ければと思います。

議長

様々な情報やご意見を拾っていければ、様々な対応ができると思いますので、今後もよろしくをお願いします。

他に、ご意見等ございますか。

委員

汚水処理原価が資本費の影響で増加しているとあるが、汚水処理原価を抑えていく、あるいは減少させていく施策等を、継続的に検討して頂きたい。

地方交付税交付金を多く受けられれば良いと思っているが、限度額等が決まっているとい話を聞いているので、地域性といったようなところで何かできないか、可能な限り検討して頂きたい。

事務局

公共下水道については、整備を進めている途中でもあり、整備が完了した後は、維持管理に費用がかかり、汚水処理原価を抑えたり減少させていくことが、難しい状況ではございますが、工事を実施していく中で、工事にかかる費用を抑える様々な工夫をさせて頂いております。

様々な視点からも、汚水処理原価を抑える努力をしていこうと、常々思っておりますので、何かご意見等ございましたら、参考にさせていただき、対応していきたいと思っております。

議長

他に、ご意見等ございますか。

様々なご意見ございましたが、本日の審議会において出されたご意見等を踏まえ、審議結果（案）及び答申（案）について修正等ございますので、皆さまの了解を頂ければ、私と、副会長確認のうえ、最終的な答申とさせて頂きたいと思っておりますが、如何でしょうか。

委員了承

議 長

もし、追加事項等ございましたら、事務局の方へご連絡頂ければと思います。
続きまして、議事の「(2) その他」ですが、事務局からお願いします。

事務局

その他ということで、1点目は、委員の方からご意見がございました、排水設備接続促進についてですが、現在、供用開始から3年目の世帯を中心に戸別訪問を実施しております。

年度内に、供用開始から2年目、1年目と範囲を広げて、戸別訪問を実施行く予定でございます。

2点目は、こちらも委員の方からご意見がございました、ホームページに供用開始区域を掲載することについてですが、早速、平成30年5月の供用開始区域を掲載しましたので、機会があれば、ご確認いただければと思います。また、ホームページへの掲載につきましては毎年実施していく予定でございますので、よろしくお願いします。

3点目は、チラシを机上配布させていただきましたが、下水道ふれあいまつりについてです。大磯町は相模川流域に属しており、相模川流域には柳島管理センターと四之宮管理センターの2ヶ所の下水処理場がございます。毎年、2ヶ所の処理場で交互に開催しておりますが、今年度は柳島管理センターで10月27日の土曜日に開催します。お時間ございましたら、ご参加して頂ければと思います。

最後になりますが、次回開催につきましては、現時点では未定とさせていただいております。今後、開催の必要がございましたら皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局から、4点報告事項がございました。この件について、ご意見やご質問があれば伺いたいと思います。如何でしょうか。

接続促進等につきまして、付帯意見にもございますが、継続して頂きたいと思います。

特にないようでしたら、本日の議事はすべて終了しましたので、議長の任を降ろさせ頂きます。ご協力ありがとうございました。

事務局

梶田会長、西ヶ谷副会長、そして委員の皆様ありがとうございました。

本日も審議頂きました審議結果(案)や答申(案)につきましては、委員の皆様から頂きましたご意見等を踏まえた内容について、会長、副会長にお諮りし、審議会から町長へ答申という形で対応していきますので、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、第64回大磯町下水道運営審議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。